

表 2020年全国知的財産権侵害および模倣品製造販売摘発活動要点の主なポイント

<p>1.重点領域の監督管理の深化</p>	<p>(1) インターネット上での監督管理を強化。重点品目は、アパレル、ベビー・マタニティ、シルバー用品、家電、電子製品、自動車部品、デジタル製品、装飾材料、食品、化粧品などの消費者用品。インターネット上の海賊版について「剣網行動2020」摘発計画を実施。</p> <p>(2) 農村における模倣品対策の強化。</p> <p>(3) 輸出入における模倣品対策の強化。「清風行動」、「竜騰行動」摘発計画を実施し、特に中欧班列等、「一带一路」沿線国家との貿易に対する管理を強化。</p> <p>(4) 外資系企業に対する知的財産権保護強化。営業秘密不正取得、悪意のある商標出願や誤認混同を招く商標表示などの不正競争行為について、厳格に摘発。</p> <p>(5) 問題の比較的多い、卸売市場、専門市場等の監督強化。</p> <p>(6) 「郵政業配達安全監督管理弁法」を確実に実施し、特に配達の際の検査強化、実名での配達を厳格に要求。</p> <p>(7) 重点製品の監督強化。マスク、防護服等の防疫用品に対する虚偽広告を厳格に管理。化粧品に対して、「線上浄網線下清源」摘発計画を実施し、特にオンラインでの消毒用品販売に対する監督を強化。</p>
<p>2.知的財産権保護の強化</p>	<p>(8) 「鉄拳行動」摘発計画を遂行。涉外商標（注1）および老舗商標（注2）を重点とし、侵害行為を厳格に摘発。</p> <p>(9) Eコマース、ハイテク産業等の重点領域に対し、展示会や輸出入の際の侵害紛争に対する行政裁決を強化。</p> <p>(10) 著作権を厳格に保護し、「秋風2020」摘発計画を遂行。</p> <p>(11)、(12) 地理的表示の保護、植物新品種および種苗市場の監督を強化。</p> <p>(13) ソフトウェアの正規化を推進</p> <p>(14)、(15) 模倣品の無害化・滅却、模倣品の税務調査を強化</p>
<p>3.知財侵害行為への懲罰強化</p>	<p>(16) 刑事罰を強化。食品・薬品については摘発強化計画「崑崙2020」を実施。</p> <p>(17) 検察の立件能力を強化。食品・薬品については「4つの最も厳格な要求」計画を実施。</p> <p>(18) 司法保護の推進。繰り返す権利侵害や悪意のある侵害に対する懲罰強化。</p>
<p>4. 法制度建設の推進</p>	<p>(19) 著作権法、専利法、植物新品種保護条例、消費者検疫保護法実施条例等の改正および制定を推進。</p> <p>(20) 信用システムの構築。権利侵害による処罰情報等を国家企業信用情報公示システムに公示。</p> <p>(21)、(22) 行政機関と司法機関の連携強化、模倣品対策強化による治安の向上。</p> <p>(23) 京津冀、長江・珠江デルタ、シルクロード経済帯等の域内協力の推進。</p>
<p>5. 政府および市場による共同対策</p>	<p>(24)～(26) 情報公開レベルの向上、市場主体責任の強化、業界団体の協力強化。</p> <p>(27) 弁護士等専門家の参画による知財保護サービスの質の向上。</p> <p>(28)、(29) 権利保護支援の強化、啓もう活動の継続。</p>
<p>6. 対外交流の深化</p>	<p>(30) 欧州との知的財産権協力項目を実施するほか、WTO、APEC、BRICS、「一带一路」沿線国家・地域との模倣品対策協力を強化。</p> <p>(31) 国際的な司法協力を強化。</p> <p>(32) 海外における知的財産権保護を強化するためのインターネットプラットフォームを建設。</p>
<p>7. 業務能力の向上</p>	<p>(33) 担当者の実務能力向上のためのトレーニングを継続。</p> <p>(34) インターネット、IoT、ビッグデータ等を活用した知的財産権侵害の監督プラットフォームを建設し、知的財産権侵害の発見および処理能力を向上。</p> <p>(35) 新型コロナウイルスの防疫対策のため、マスク、防護服等に対する違法行為摘発を強化・宣伝。</p>

(注1) 外国商標の所有者が中国で行う商標登録もしくは中国商標の海外での登録。

(注2) 商務部が認定した老舗企業の称号。中国語では「老字号」。

(出所) 「2020年全国知的財産権侵害および模倣品製造販売摘発活動要点」をもとにジェトロ作成